加入依頼日　２０２２ 年　　 月　 　日

No.

全国子ども会連合会　御中

子ども会活動保険“たんぽぽ”加入依頼（人数通知）書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　（保険料振込日：　　月　　日　　　　　郵便局）

次のとおり、全国子ども会連合会をご契約者とする子ども会活動保険“たんぽぽ”に加入します。

|  |  |
| --- | --- |
| 都道府県連合体・指定都市連合体名 |  |
| 子ども会名 |  |
| 代表者名 |  |
| 住所TEL(連絡先） | 〒　　　－　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL　　　（　　　　）★ |
| 保険料 | 加入依頼人数 | 人 | × 600円 ＝ | 円 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No | ふ　り　が　な加入被保険者氏名 | 住所 |  | 年齢 |
| 1 |  | TEL　　　　（　　　　） |  |  |
| 2 |  | TEL　　　　（　　　　） |  |  |
| 3 |  | TEL　　　　（　　　　） |  |  |
| 4 |  | TEL　　　　（　　　　） |  |  |
| 5 |  | TEL　　　　（　　　　） |  |  |
| 6 |  | TEL　　　　（　　　　） |  |  |
| 7 |  | TEL　　　　（　　　　） |  |  |
| 8 |  | TEL　　　　（　　　　） |  |  |
| 9 |  | TEL　　　　（　　　　） |  |  |
| 10 |  | TEL　　　　（　　　　） |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ★子ども会を契約者または加入者とする同種の補償を行う他の保険契約等がありますか。「あり」の場合は右欄に他の保険契約等の詳細をご記入ください。 | 　 あり　　　　 なし　　 | 保険会社など | 保険種類 | 満期日 |
| 死亡・後遺障害保険金額（合計）　　　　　　　　　　　　　　円 | 入院保険金日額（合計）　　　　　　　　　　　　　　円 | 通院保険金日額（合計）　　　　　　　　　　　　　　円 | 賠償責任支払限度額　　　　　　　　　　　　　万円 |

★印の項目については、ご加入時に事実を正確にお申し出いただく義務（告知義務）があります。故意や重大な過失により、お申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。ご加入に際して、今一度お確かめください。

**保険期間　／２０２２年 ５月 １日 午後４時　～２０２３年５月１日午後４時**

**【中途加入の場合】 ２０ 年 月 日 午前０時　～２０２３年５月１日午後４時**

この保険は、「全国子ども会連合会」をご契約者とし、子ども会の都道府県連合体・指定都市連合体をご加入者、各指導者・育成者個人を被保険者（保険の対象となる方）とするボランティア活動保険の団体契約です。

※ご加入の際は本用紙（表・裏）をご提出いただき、控えをとっておいてください。

**保険料のお振込みと同時に本表を下記までお送りください。送付がない場合はご加入手続きが遅れます。**

＜送付先＞

〒112-0012　東京都文京区大塚6-1-14　全国子ども会ビル3F

公益社団法人　全国子ども会連合会

＜保険料振込口座＞

　郵便振替口座・・・・００１００－２－４９３８５

保険会社受付

全子連受付

保険料着金日

全国子ども会連合会　　子ども会活動保険“たんぽぽ”の内容

＜保険金額・保険料＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補 償 内 容 | 賠償責任の補償 | 対人・対物共通（支払限度額） | 1,000万円（自己負担額なし） |
| ケガの補償 | 死亡・後遺障害保険金入院保険金日額通院保険金日額手術保険金 | 3,000万円6,000円4,000円入院保険金日額×10倍（入院時）入院保険金日額×　5倍（外来時） |
| 保険料（一時払） | 600円（１名につき）※ |

　※制度運営費40円を含みます。制度運営費は事務手続費用に充当します。

**被保険者（保険の対象となる方）**

　　　　　子ども会の都道府県連合体・指定都市連合体に所属している全国の｢子ども会｣の指導者・育成者

　　　**対象となる主なボランティア活動**

　　　　　　●日本国内における｢自発的な意志に基づき子どもの健全な発展に資することを活動の目的とする無償(非営利)のボランティア活動｣で、次の①から③までの

いずれかに該当する｢活動｣とします。

1. 子ども会の会則に則り企画、立案された活動であること。
2. 全国子ども会連合会に届けられた活動であること。
3. 全国子ども会連合会に委嘱された活動であること。

●｢子ども会活動｣を行う目的で、所定の集合・解散場所と被保険者の住居との通常の経路の往復途上の事故も補償の対象となります。

※ケガの補償については救助活動、銃器を使用した害獣駆除活動、野焼き・山焼き活動、危険な道具（チェーンソーなど）を使用した森林活動は補償の対象とはなりません。

**保険金をお支払いする主な場合**

子ども会活動のために自宅を出てから自宅に帰るまでの間（子ども会活動中）に発生した次の事故を補償します。

※自宅以外の施設から出発する場合または自宅以外の施設に帰る場合は「施設」と読み替えます。

（1）賠償責任の補償

　　次に掲げる事故によって、被保険者が他人を死傷させ、または他人の財物を損壊させたり、人格権を侵害したことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を　負担することによる損害を補償します。

・ボランティア活動中の偶然な事故　　　　　　　　 ・ボランティア活動に伴う提供物に起因する偶然な事故

・ボランティア活動の結果に起因する偶然な事故　　・ボランティア活動に伴って占有、使用または管理する保管物の損害　・ボランティア活動中の人格権侵

害　など

（２）ケガの補償

　　　　　　　　ボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故により被保険者が身体に被った傷害を補償します。

|  |  |
| --- | --- |
| 保険金をお支払いできない主な場合 |  |
| （１）賠償責任の補償●故意による事故●地震、噴火、津波による事故●戦争、外国の武力行使、暴動などによる事故●心神喪失による損害　　●職務遂行に直接起因する事故●医療行為による事故●核燃料物質の有害な特性などによる事故 | ●航空機、自動車または銃器の所有、使用または管理に起因する事故　●故意または重大な過失により、法令に違反して製造、販売または提供した物による事故●提供物またはボランティア活動の結果が、期待された効能、性能を発揮できなかったことによる事故●提供物の欠陥による提供物自体の損壊に対する損害賠償責任　　　など |
| （2）ケガの補償●故意または重大な過失によるケガ ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ●無資格運転、酒気を帯びた状態で運転している間のケガ ●脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ●戦争、外国の武力行使、暴動などによるケガ ●地震、噴火、津波によるケガ●核燃料物質の有害な特性などによるケガ●むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの | ●危険なスポーツ（ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダーなど）を行っている間のケガ●職業または職務に従事している間のケガ　　　 ●次のボランティア活動をしている間のケガ海難救助ボランティア活動、山岳救助ボランティア活動、野焼きまたは山焼きを行う森林ボランティア活動、チェーンソーを使用する森林ボランティア活動、銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動　　　　 　　　　　など |

|  |  |
| --- | --- |
| 事故が発生したら |  |
| 全国子ども会連合会（０３-５３１９-１７４１）までご連絡ください。・「子ども会名」「被保険者名（事故にあわれた方）」　・事故発生の「日時・場所・状況・原因」　・傷害の「部位・症状」・行事内容など ・事故の相手の連絡先など（賠償事故の場合） |

2022/2/18 SJ21-12299